

2023年度相続税の申告事績—10人に1人が課税対象に！

●相続税額は改正後最高額に！

2023年中に亡くなった方は、全国で157万6,016人で、うち相続税の課税対象となった方は15万5,740人でした。

相続税の課税割合が9.9%へ上昇し、およそ10人に1人が相続税の対象となった計算です。

対象者数の増加に伴い、課税価格も2兆6,335億円（前年比4.6%増）となり、相続税は3兆53億円（同7.4%増）と、2015年の相続税改正（増税）以降の最高額に！

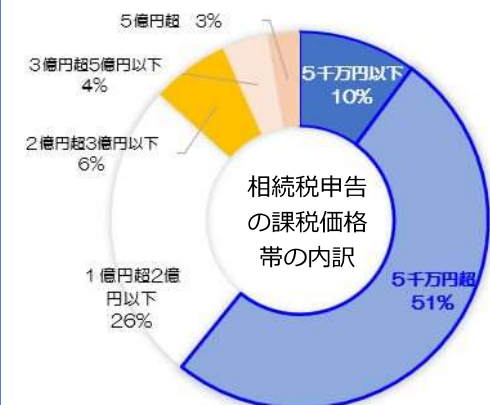
相続税の課税割合と死亡者数の推移



●6割は課税価格1億円以下

相続税は、財産から借金などの債務を引き、相続人の数に応じた基礎控除（3,000万円+相続人×600万円）を超える“課税価格”にかかります。

2022年は約15万人の被相続人が相続税の課税対象となり、うち5割は課税価格5千万円超1億円、1割が5千万円以下で、6割相当の9万人強が“課税価格1億円以下”という状況に。



うち5割は課税価格5千万円超1億円、1割が5千万円以下で、6割相当の9万人強が“課税価格1億円以下”という状況に。

●相続税調査、簡易な接触は25%増

“**実地調査**”は、申告額が過少または無申告と想定される案件を対象に実施され、“**簡易な接触**”は、電話や来署で申告もれや計算ミスのは正などをする手続きです。2023年度、簡易な接触は過去最高件数が実施され、追徴税額も過去最高となりました。

2023年度相続税調査の状況

	件数	1件当り申告もれ課税価格	追徴税額（加算税含む）
実地調査件数	8,556件	3,208万円	859万円
うち無申告	690件	1億899万円	1,787万円
うち海外資産	947件	3,708万円	-
簡易な接触	18,781件	508万円	65万円

●財産隠し発覚の糸口とは？

◆時価4億円の金地金の除外

申告された数量を超える金地金の売却があったため調査。被相続人の部屋から税理士に隠蔽して申告除外したものも含め、多数の金地金が発見された。

- ★増加した課税財産：4億3千万円
- ★追徴税額（重加算税あり）：2億4千万円

◆被相続人からの預り金5億円の除外

被相続人から相続人へ多額の資金移動があったのに申告されていないため調査開始。相続人はその資金が被相続人の財産と認識しながら、多くを消費してしまったため相続税が払えないと思い、税理士にはその事実を隠して相続財産から除外していた。

- ★増加した課税財産：5億1千万円
- ★追徴税額（重加算税あり）：2億7千万円

◆海外資産の6千万円の除外

複数国のCRS情報から、海外資産の申告除外があることから調査開始。調査の中で申告されていない国の預金明細が発見された。税理士には隠蔽していたことも認めた。

- ★増加した課税財産：6千万円
- ★追徴税額（重加算税あり）：4千万円

●気になる納税額はどれくらい？

相続税は亡くなって10ヵ月で納税するため、資金準備が重要なポイントです。

たとえば、全体の半分を占める課税価格帯“5千万円超1億円”では税負担の平均は262万円。地価が高い都心部では「自宅の相続だけでも課税対象になる」ことも多く、納税資金を準備しておかないと、相続人は自腹で相続税を負担する羽目に…。

課税価格帯ごとの平均納税額

相続税の課税価格	被相続人の数	平均納税額
5千万円以下	15,260	57万円
5千万円超1億円以下	76,469	262万円
1億円超2億円以下	39,001	1,204万円
2億円超3億円以下	10,030	3,384万円
3億円超5億円以下	5,937	7,124万円
5億円超7億円以下	1,873	1億3,394万円
7億円超10億円以下	1,104	2億1,419万円
10億円超	1,184	7億3,507万円
合計	150,858	1,855万円